

特定非営利活動法人 Japan Close-up Magicians' Association 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Japan Close-up Magicians' Association（日本クローズアップマジシャンズ協会 略称：JCMA）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市に置く。

2 この法人は前項のほか、従たる事務所を埼玉県鴻巣市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、奇術愛好家に対して、交流・発表の場を提供すること、及び、奇術の文化的価値に着目して、その資料整備・情報発信・普及活動を行うことで、広く公益に貢献することを目的とする。

第2章 目的及び事業

(特定非営利法人活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 奇術の文化的価値の再評価・研究・普及事業
- (2) 奇術界における新人の発掘・育成に関わる事業
- (3) 奇術を通じた国際交流事業及び国際貢献事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、入会の申込があったときは、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他抛出金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長および専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 専務理事は、会長からの特命業務を執行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することが出来る。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第20条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置くことができる。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。
 - 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 相談役及び参与

- 第21条 この法人に、相談役及び参与を置くことができる。
- (1) 参 与 1人以上 3人以内
 - (2) 相談役 1人以上 3人以内
 - 2 参与及び相談役は、会長が正会員から適任と認めた者を選任できる。
 - 3 参与は、法人の通常の業務活動において生じる諮問事項を担当する。
 - 4 相談役は、事業計画、対外活動上の法人の高度な意思決定に関する諮問事項を担当する。

第6章 総会

(総会の種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする

(総会の構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散及び解散した場合の残余財産の分与
 - (3) 合併
 - (4) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を収集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 会員の除名
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第37条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会における議決)

第38条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録書名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録書名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び決算)

第48条 予算議決後にやむを得ない事情が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利

の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決権を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。

第11章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	田代 茂
副会長	伊藤 精
専務理事	檀上 勝
理事	樺田 憲一
理事	柏木 恵子
理事	高橋 隼史
理事	上鶴 伸夫
監事	高山 孝夫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0 円	年会費	1,000 円
(2) 賛助会員	入会金	10,000 円	年会費	5,000 円

記録

2009年3月14日の総会にて。

附則6(1)についても上記総会で、会費変更を行った。
ただし、附則は「設立時の状況を示す資料」であり、これを「変更する」ことは出来ない。
会費や理事の変更についてはその都度、広く告知するところとする。

第44条の変更（会計年の変更） 2010年3月19日の総会にて。
尚、定款変更に関しては2010年3月末に埼玉県知事の名前の元、認証される。

2010年度より新役員体制が敷かれた。2010年3月20日の総会にて。

会長	田代	茂
副会長	柏木	恵子
専務理事	檀上	勝
理事	樺田	憲一
理事	高橋	隼史
理事	上鶴	伸夫
理事	戸崎	拓也
理事	藤田	賢明
監事	高山	孝夫

2011年より新役員体制が敷かれた。2011年9月11日の総会(震災のため延期されたため)にて。

会長	田代	茂
副会長	柏木	恵子
専務理事	檀上	勝
理事	高橋	隼史
理事	上鶴	伸夫
理事	戸崎	拓也
理事	藤田	賢明

2011年より年会費が変更された。一般¥3,000-, 学生¥2,000-, 18歳以下(高校生以下)¥1,000-

2012年より新役員体制が敷かれた。

会長	田代	茂
副会長	柏木	恵子
専務理事	檀上	勝
理事	上鶴	伸夫
理事	戸崎	拓也
理事	藤田	賢明
理事	山田	考允

2013年より新役員体制が敷かれた。

会長	田代	茂
副会長	桂川	新平（JCMA名古屋会長を兼務）
専務理事	檀上	勝
理事	上鶴	伸夫
理事	戸崎	拓也
理事	藤田	賢明
理事	山田	考允
理事	後藤	義人
理事	組本	博司
理事	碓氷	貴光
監事	村田	国夫

2013年よりJCMA-Central（JCMA名古屋）が設置された。

2013年10月6日に、参与が委嘱された：小森谷翔平、楊竹楠、金基楨

2015年5月30日に、JCMA Korea支部長にPark Jonng Soo氏が委嘱された。

2015年より新役員体制が敷かれた。

会長	田代 茂
副会長	碓氷貴光（中京地区R. V. P. を兼務）
専務理事	檀上勝
理事	戸崎拓也
理事	山田考允
理事	後藤義人
理事	組本博司
理事	岡田透（北陸地区R. V. P. を兼務）
理事	佐藤俊介
理事	中野大規
監事	村田国夫
監事	上鶴伸夫
監事	藤田賢明

2016年1月9日に、参与が委嘱された：増尾龍太郎、角治樹

2016年度より新役員体制が敷かれた。

会長	田代 茂
副会長	中野大規
専務理事	檀上勝
理事	戸崎拓也
理事	山田考允
理事	組本博司
理事	岡田透（北陸地区R. V. P. を兼務）
理事	佐藤俊介
理事	碓氷貴光（中京地区R. V. P. を兼務）
理事	岩下傑
監事	上鶴伸夫
監事	角治樹
監事	増尾龍太郎

2017年度より新役員体制が敷かれた。

会長	田代 茂
副会長	中野大規碓氷貴光（中京地区R. V. P. を兼務）
専務理事	檀上勝
理事	山田考允
理事	組本博司
理事	岡田透（北陸地区R. V. P. を兼務）
理事	佐藤俊介
理事	碓氷貴光（中京地区R. V. P. を兼務）
理事	岩下傑
監事	角治樹
監事	増尾龍太郎

2017年1月21日に、相談役が委嘱された：小高正、瀧脇洋介